



# 宮 崎 県 公 報

平成19年7月23日(月曜日) 第 1898 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士として採用する自衛官の募集期間等…………… (危機管理室) 1
- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意…………… (水産政策課) 2
- 道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (3 件) …………… ( “ ) 3
- 教育委員会規則**
- 県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 4
- 県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一

- 部を改正する規則…………… 4
- 教育委員会告示**
- 平成20年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱…………… 4
- 平成20年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校及び宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 5
- 平成20年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱…………… 5
- 平成20年度宮崎県立高等学校生徒募集定員並びに平成20年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校及び県立宮崎西高等学校附属中学校生徒募集定員…………… 7
- 選挙管理委員会告示**
- 不在者投票のできる施設の指定…………… 9
- 不在者投票のできる施設の指定取消…………… 10
- 公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示…………… 10

## 告 示

### 宮崎県告示第 618号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第 179号)第 114条、第 117条第 1 項及び第 118条に規定する 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士として採用する自衛官の平成19年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

平成19年 7 月 23 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

募 集 種 別	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称	連絡先
2 等陸海空士(男子)	平成19年 8 月 1 日 から同年 9 月 7 日 まで	(筆記試験) 平成19年 9 月 17 日	宮崎市	宮崎第一生命ビルディング新館	自衛隊宮崎地方協力本部 (電話 0985 (53) 2643)
			都城市	都城市総合福祉会館	
			延岡市	延岡市中小企業振興センター	
			日南市	日南市保健福祉センター	
			小林市	JA小林	
			日向市	日向市勤労青	

			少年ホーム	
			高鍋町	南九州大学
(口述試験及び身体検査) 平成19年 9 月 19 日、20 日及び 26 日から 28 日までのうち指定する日	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地		
	新富町	航空自衛隊新田原基地		
	宮崎市	宮崎第一生命ビルディング新館		
	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地		
2 等陸海空士(女子)	平成19年 8 月 1 日 から同年 9 月 7 日 まで	(筆記試験) 平成19年 9 月 24 日	宮崎市	宮崎第一生命ビルディング新館
			都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
(口述試験及び身体検査) 平成19年 9 月 25 日	新富町	航空自衛隊新田原基地		
	宮崎市	宮崎第一生命ビルディング新館		

### 宮崎県告示第 619号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成19年7月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
海老原総合病院	児湯郡高鍋町大字上江字堂ヶ瀬 207番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成19年7月6日から平成22年7月5日まで

宮崎県告示第 620号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年7月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年5月31日
発起人の住所及び氏名	児湯郡都農町大字川北3735番地 2 有限会社一政水産 児湯郡都農町大字川北3375番地14 有限会社清漁丸
加入区 の 名 称	都農町加入区
区 域	都農町漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び深海底はえ縄漁業

宮崎県告示第 621号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月23日から平成19年8月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字鷺ノ 巣2568番13 地先から同 郡同町同区 神門同字25 68番13地先	旧	6.7 ～ 8.6	27.1
				新	9.5 ～ 11.3	27.1

まで			
東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字鷺ノ 巣2613番1 地先から同 郡同町同区 神門同字26 13番1地先 まで	旧	8.4 ～ 20.2	12.9
	新	8.4 ～ 23.0	12.9
東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字山草 2705番6地 先から同郡 同町同区神 門同字2705 番6地先ま で	旧	6.6 ～ 7.7	22.7
	新	15.8 ～ 17.8	22.7

宮崎県告示第 622号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月23日から平成19年8月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字山草 2693番12地 先から同郡 同町同区神 門同字2693 番12地先ま で	旧	6.7 ～ 10.8	21.8
				新	10.8 ～ 31.6	21.8
				旧	4.5 ～ 8.7	30.4
			東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字山草 2688番1地 先から同郡 同町同区神 門同字2688 番1地先ま で	新	7.8 ～ 17.4	30.4

宮崎県告示第 623号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 7 月23日から平成19年 8 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字七郎ヶ平7189番 1 地先から同郡同町同区宇納間同字7189番 1 地先まで	旧	8.2 ～ 13.4	16.5
				新	12.1 ～ 17.8	
			東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字七郎ヶ平7198番 5 地先から同郡同町同区宇納間同字7198番 9 地先まで	旧	5.5 ～ 15.0	61.8
				新	6.4 ～ 21.2	

宮崎県告示第 624号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 7 月23日から平成19年 8 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷区神門字鷺ノ巣2568番13地先から同郡同町同区神門同字2568番13地先まで	平成19年 7 月23日

東臼杵郡美郷町南郷区神門字鷺ノ巣2613番 1 地先から同郡同町同区神門同字2613番 1 地先まで

東臼杵郡美郷町南郷区神門字山草2705番 6 地先から同郡同町同区神門同字2705番 6 地先まで

宮崎県告示第 625号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 7 月23日から平成19年 8 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷区神門字山草2693番12地先から同郡同町同区神門同字2693番12地先まで	平成19年 7 月23日
			東臼杵郡美郷町南郷区神門字山草2688番 1 地先から同郡同町同区神門同字2688番 1 地先まで	

宮崎県告示第 626号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年7月23日から平成19年8月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月23日

宮崎県知事 東国原 英夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字七郎ヶ平7189番1地先から同郡同町同区宇納間同字7189番1地先まで	平成19年7月23日
			東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字七郎ヶ平7198番5地先から同郡同町同区宇納間同字7198番9地先まで	

### 教育委員会規則

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月二十三日

宮崎県教育委員会委員長 江藤利彦

#### 宮崎県教育委員会規則第七号

##### 県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(通学区域)

第三条 学校の就学者の通学区域は、県下全域とする。

2 学校に就学することができる者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する者とする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(県立高等学校の通学区域に関する規則の廃止)

2 県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十八年宮崎県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に県立高等学校に在学している生徒の通学区域については、なお従前の例による。

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月二十三日

宮崎県教育委員会委員長 江藤利彦

#### 宮崎県教育委員会規則第八号

##### 県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則(昭和三十九年宮崎県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

一の表中

日向工業高等学校	工業	を
小林工業高等学校	工業	
宮崎南高等学校	普通、文化総合	
日向工業高等学校	工業	に、
宮崎南高等学校	普通、文化総合	
日南工業高等学校	工業	を
小林商業高等学校	商業	
門川高等学校	総合学科	
日南工業高等学校	工業	に、
門川高等学校	総合学科	
延岡屋雲高等学校	普通、国際人文	を
延岡屋雲高等学校	普通、国際人文	
延岡屋雲高等学校	普通、国際人文	に、
西諸県地区総合制専門高等学校(仮称)	工業、商業	

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に県立高等学校に在学している生徒の学科については、なお従前の例による。

### 教育委員会告示

#### 宮崎県教育委員会告示第3号

平成20年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱を次のように定める。

平成19年7月23日

宮崎県教育委員会委員長 江藤利彦

平成20年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

1 基本方針

県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 募集人員

募集人員は、別に告示する「平成20年度宮崎県立高等学校生徒

募集定員」のとおりとする。

### 3 応募資格

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。

- (1) 平成20年3月に中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者）

### 4 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成20年度宮崎県立高等学校入学選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

### 5 全日制及び定時制課程（土曜・日曜の部を除く。）の入学者の選抜

入学者の選抜は、次に定める推薦入学選抜（スポーツ推薦を含む。以下同じ。）、一般入学選抜及び二次募集による。

#### (1) 推薦入学選抜

- ① 推薦入学選抜に係る各高等学校の募集人員の割合は、30%±20%（10%～50%）の範囲内で各高等学校長が定める。
- ② 推薦入学選抜は、面接の結果、作文又は小論文、学校推薦書、自己推薦書、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

#### (2) 一般入学選抜

- ① 一般入学選抜は、学力検査の成績、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
- ② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。

#### (3) 二次募集

- ① 推薦入学選抜及び一般入学選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。
- ② 選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

#### (4) 日程

##### ① 推薦入学選抜

- ア 選抜検査 平成20年2月6日(木)
- イ 合格内定通知 平成20年2月14日(木)
- ウ 合格者発表 平成20年3月19日(木)

##### ② 一般入学選抜

- ア 選抜検査 平成20年3月4日(火)及び3月5日(水)
- イ 合格者発表 平成20年3月19日(木)

##### ③ 二次募集

- ア 選抜検査 平成20年3月25日(火)
- イ 合格者発表 平成20年3月26日(水)

### 6 通信制課程の入学者の選抜

- (1) 入学者の選抜は、面接その他必要な書類等により行う。
- (2) 入学選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

#### (3) 日程

##### ① 入学選抜

- ア 選抜検査 平成20年4月5日(土)
- イ 合格者発表 平成20年4月10日(木)

#### ② 二次募集

- ア 選抜検査 平成20年4月15日(火)
- イ 合格者発表 平成20年4月16日(水)

### 7 定時制課程（土曜・日曜の部）の入学者の選抜

- (1) 出願手続及び入学選抜に関する詳細は、当該高等学校長が県教育委員会の承認を得て別に定める。
- (2) 選抜検査及び合格者発表 平成20年5月3日(土)

### 8 その他

- (1) 3の(3)に掲げる者の県立高等学校入学選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。
- (3) 各県立高等学校長は、海外帰国子女等の入学選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

### 宮崎県教育委員会告示第4号

平成20年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校及び宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校入学選抜要綱を次のように定める。

平成19年7月23日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

平成20年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校及び宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校入学選抜要綱

#### 1 募集人員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人

#### 2 応募資格

平成20年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者

#### 3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成20年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校及び宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校入学選抜実施細目」（以下「実施細目」という。）による。

#### 4 入学選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

#### 5 入学選抜会場

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校  
宮崎県教育研修センター 宮崎市阿波岐原町前浜4276番 729  
電話番号 0985 (24) 3122
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校  
宮崎県立宮崎西高等学校 宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2  
電話番号 0985 (48) 1021

#### 6 日程

入学選抜検査の日程については、別に定める実施細目による。

#### 7 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校及び宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校の入学選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。
- (2) 入学選抜については、志願者数によっては、5に規定する入学選抜会場とは異なる会場で実施する場合がある。

### 宮崎県教育委員会告示第5号

平成20年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱を次のように定める。

平成19年7月23日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

1 募集を行う学校の部及び学科等

募集を行う学校の部及び学科等は、次表に示すとおりとする。

なお、募集人数については、平成19年12月に公表する。

障害区分	学校名	学 部	学 科
視覚障害	盲学校	高等部	普通科 保健医療科 専攻科理療科 専攻科保健医療科
聴覚障害	都城ろう学校	幼稚部	
		高等部	普通科
知的障害又は 肢体不自由	延岡養護学校	高等部	普通科
	延岡養護学校高千穂校(仮称)		
	宮崎養護学校		
	都城養護学校		
	日南養護学校		
知的障害	延岡南養護学校	高等部	普通科
病弱	宮崎赤江養護学校	幼稚部	
		高等部	普通科
肢体不自由	清武養護学校	高等部	普通科

2 志願することができる学校

入学志願者が志願することができる学校は、県立の特別支援学校の管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第9号)第3条に定めるところによるものとする。

3 応募資格

障害の区分及び障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当し、住所を宮崎県内に有する者(保護者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 都城ろう学校及び延岡ろう学校の幼稚部にあつては、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者であること。
- (2) 宮崎赤江養護学校幼稚部にあつては、平成14年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者であること。
- (3) 高等部にあつては、特別支援学校中学部又は中学校を卒業し

た者(平成20年3月卒業見込みの者を含む。)、若しくは学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。)第63条の各号のいずれかに該当する者であること。

- (4) 高等部専攻科にあつては、特別支援学校高等部又は高等学校を卒業した者(平成20年3月卒業見込みの者を含む。)、若しくは学校教育法施行規則第69条のいずれかに該当する者であること。

4 出願手続

- (1) 入学志願者は、次に掲げる書類に所要の事項を記入し、返信用切手80円2枚を同封の上、志願先の学校長に提出しなければならない。

郵送の場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

提出書類の様式等は、志願先の学校長が別に定める。

ア 入学願書

イ 出身学校(在学する学校を含む。)に記載した入学志願者の調査書

ウ 障害の区分及び障害の程度が証明できるもの

エ その他志願先の学校長が必要と認める書類

- (2) 入学願書及び調査書は、志願先の学校において交付する。

郵送を希望する場合は、封筒に「入学願書希望」と朱書し、返信用切手120円1枚を添えて下記あて申し込むこと。

- (3) 出願期間は、平成20年2月18日(月)から2月26日(火)までとし、毎日午前9時から午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日は受付を行わない。なお、最終日の受付は正午までとする。

郵送の場合は、2月28日(木)必着とする。

- (4) 出願書類の提出先

学 校 名	所 在 地	電 話
盲学校	〒 880-0121 宮崎市大字島之内1390	0985-39-1021
都城ろう学校	〒 885-0094 都城市都原町7430	0986-22-0685
延岡ろう学校	〒 889-0513 延岡市土々呂町5丁目2085	0982-37-0313
延岡養護学校及び延岡養護学校高千穂校(仮称)	〒 882-0062 延岡市松山町1-1	0982-33-3243
宮崎養護学校	〒 880-0121 宮崎市大字島之内2100	0985-39-1633
都城養護学校	〒 885-0092 都城市南横町7097-2	0986-25-1878
日南養護学校	〒 887-0034 日南市大字風田4030	0987-23-9212
延岡南養護学校	〒 889-0514	0982-37-6433

	延岡市櫛津町3427-31				
宮崎赤江養護学校	〒 880-0911 宮崎市大字田吉4977-371	0985-56-0655		延岡工業高等学校	情報技術科 40
清武養護学校	〒 889-1601 宮崎郡清武町大字木原4257-9	0985-85-6641			土木科 40
					環境化学システム科 40
					生活工学科 40
				延岡商業高等学校	商業科 80
					会計科 40
					流通経済科 40
					経営情報科 40
				門川高等学校	総合学科 160
				日向高等学校	普通科 240
					外国語科 40
				富島高等学校	商業科 40
					会計科 40
					国際経済科 40
					経営情報科 40
					生活情報科 40
				日向工業高等学校	機械科 40
					電気科 40
					建築科 40
				都農高等学校	総合学科 160
				高鍋高等学校	普通科 240
					生活情報科 40
				高鍋農業高等学校	農業科 40
					園芸科 40
					畜産科 40
					食品化学科 40
					商業科 40

## 5 応募者の面接及び検査

入学志願者については、下記により面接及び検査を行う。

- (1) 期日 平成20年3月4日(火)及び3月5日(水)の2日間のうち、志願先の学校長が定める日
- (2) 場所 志願先の学校
- (3) その他 面接及び検査当日は、必ず保護者が同伴すること。

## 6 合格者の発表

平成20年3月19日(水)午前9時に志願先の学校において発表し、合格通知書は、本人又は保護者あて当日郵送する。

## 7 その他

県立の各特別支援学校の校名は、平成19年度中に改称される予定である。

なお、延岡養護学校高千穂校(仮称)の校名は、平成19年度中に決定される予定である。

## 宮崎県教育委員会告示第6号

平成20年度宮崎県立高等学校生徒募集定員並びに平成20年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校及び県立宮崎西高等学校附属中学校生徒募集定員を次のように定める。

平成19年7月23日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

## 1 平成20年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

## (1) 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	120
	生産流通科	40
	経営情報科	40
延岡高等学校	普通科	160
	理数科	80
延岡星雲高等学校	普通科	200
	国際人文科	40
	機械科	40
	電気電子科	40

西都商業高等学校			る学科	インテリア科	40	
	経営情報科	80				
妻高等学校	普通科	160	商業科			
	福祉科	40	国際経済科			
佐土原高等学校	電子機械科	80	経営情報科			
	通信工学科	40	経営科学科			
	情報技術科	80	宮崎海洋高等学校			
	産業デザイン科	40	海洋科学科			
宮崎大宮高等学校	普通科	320	本庄高等学校			
	文科情報科	80	総合学科			
宮崎南高等学校	普通科	360	小林高等学校			
	文科総合科	40	普通科			
宮崎北高等学校	普通科	280	普通科 (体育コース)			
	サイエンス科	40	西諸県地区総合制専門高等学校 (仮称)			
宮崎西高等学校	普通科	320	機械科			
	理数科	80	電気科			
宮崎農業高等学校	生物工学科	40	建築環境科			
	生産流通科	40	商業科			
	食品工学科	40	経営情報科			
	環境工学科	40	飯野高等学校			
	生活文化科	40	普通科			
宮崎工業高等学校	生産・情報系として募集する学科	機械科	40	生活情報科		
		電気科	40	生産流通科		
		電子情報科	40	食品化学科		
		生産システム科	40	福祉科		
	建築・環境系として募集する学科	建築科	40	都城西高等学校		
		化学環境科	40	普通科		
宮崎工業高等学校	生産・情報系として募集する学科	機械科	40	外国語科		
		電気科	40	農業科		
		電子情報科	40	畜産科		
		生産システム科	40	ライフデザイン科		
	建築・環境系として募集する学科	建築科	40	食品科学科		
		化学環境科	40			
宮崎工業高等学校	生産・情報系として募集する学科	機械科	40	都城泉ヶ丘高等学校		
		電気科	40	普通科		
		電子情報科	40	理数科		
		生産システム科	40	都城西高等学校		
	建築・環境系として募集する学科	建築科	40	普通科		
		化学環境科	40	外国語科		
宮崎工業高等学校	生産・情報系として募集する学科	機械科	40	都城農業高等学校		
		電気科	40	農業科		
		電子情報科	40	畜産科		
		生産システム科	40	ライフデザイン科		
	建築・環境系として募集する学科	建築科	40	食品科学科		
		化学環境科	40			

都城工業高等学校	農業土木科	40	富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40											
	機械科	40		宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80										
	電気科	40				夜間の部	40										
	情報制御システム科	40				土曜・日曜の部	60										
	都城商業高等学校	建設システム科		40	宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—	40									
		化学工業科		40		電気科	—	40									
		インテリア科		40		建築科	—	40									
都城商業高等学校		商業科	80	都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40										
	会計科	40	商業科		—	40											
	国際経済科	40	高城高等学校	普通科	80												
	経営情報科	40		生活情報科	40												
日南高等学校	普通科	200	(3) 通信制の課程														
日南農林高等学校	生物工学科	40	2														
	森林科学科	40	平成20年度宮崎県立中等教育学校生徒募集定員														
	福祉科	40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>校 名</th> <th>学 科</th> <th>募集定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延岡青朋高等学校 (単位制)</td> <td>普通科</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>宮崎東高等学校 (単位制)</td> <td>普通科</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>			校 名	学 科	募集定員 (人)	延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	300	宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	300			
校 名	学 科	募集定員 (人)															
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	300															
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	300															
日南工業高等学校	機械科	40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>募集定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ瀬中等教育学校</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>			学 校 名	募集定員	五ヶ瀬中等教育学校	40人								
	学 校 名	募集定員															
	五ヶ瀬中等教育学校	40人															
電気科	40	3 平成20年度宮崎県立中学校制度募集定員															
日南振徳商業高等学校	建築環境科	40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>募集定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮崎西高等学校附属中学校</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table>			学 校 名	募集定員	県立宮崎西高等学校附属中学校	80人								
	学 校 名	募集定員															
県立宮崎西高等学校附属中学校	80人																
日南振徳商業高等学校	商業科	80	<div style="text-align: center;"><b>選挙管理委員会告示</b></div> <p>宮崎県選挙管理委員会告示第82号</p> <p>公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。</p> <p>平成19年7月23日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人大淀福</td> <td>都城市上長飯町2687</td> <td>平成19年7月11日</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	所 在 地	指定年月日	社会福祉法人大淀福	都城市上長飯町2687	平成19年7月11日						
	名 称	所 在 地				指定年月日											
社会福祉法人大淀福	都城市上長飯町2687	平成19年7月11日															
経営情報科	40																
福島高等学校	普通科	120	(2) 定時制の課程														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>学科名</th> <th>部</th> <th>募集定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">延岡青朋高等学校 (単位制)</td> <td>普通科</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>商業科</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>							学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)	延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40	商業科	—	40
学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)														
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40														
	商業科	—	40														

社会特別養護老人ホームわかば	番地 1	
社会福祉法人大淀福社会ケアハウスわかば	都城市上長飯町2683番地 3	平成19年 7月11日

**宮崎県選挙管理委員会告示第83号**

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成19年 7月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

名 称	所 在 地	取消年月日
医療法人芳徳会京町共立病院	えびの市大字向江 5 08番地	平成19年 7月11日
医療法人黎明会えびの共立病院	えびの市大字向江 5 06番地	平成19年 7月11日

公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示をここに公表する。  
平成十九年七月二十二日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

**宮崎県選挙管理委員会告示第八十四号**

**公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示**

公職選挙法等執行規程(昭和五十八年宮崎県選挙管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

(氏名等の掲示の様式)

第五十九条 法第七十五条第一項及び第二項の規定による氏名等の掲示は、別記第二十四号の様式に準じて作成しなければならない。

2 前項の掲示中、振り仮名は、選挙長から立候補の届出について通知があった場合の振り仮名によらなければならない。

第六十条を次のように改める。

(掲示の修正等の措置)

第六十条 市町村委員会は、法第七十五条第一項及び第二項の規定による氏名等の掲示をした後、令第九十二条第一項第二号(同条第九項において準用する場合を含む。)の通知を当該選挙長から受けたとき又は同条第五項第二号(同条第八項において準用する場合を含む。)の通知に基づき同条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の通知を県委員会から受けたときは、掲示中その通知に係る部分を修正又は抹消しなければならない。

2 前項の抹消は、当該部分に縦二本の朱線を引き、抹消原因を朱書して行わなければならない。

3 第一項の通知を法第七十五条第一項及び第二項の規定による掲示をする前に受けたときは、掲示中その通知に係る部分を修正又は白紙をはる等の方法により削除しなければならない。

第六十一条を次のように改める。

(掲示の順序のくじ)

第六十一条 県委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙につき、法第七十五条第三項の規定により行うくじの日時及び場所をあらかじめ告示しなければならない。

2 県委員会は、前項のくじにより掲示の掲載順序を決定したときは、直ちに市町村委員会に通知する。

3 市町村委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第七十五条第三項の規定により行うくじの日時及び場所を、あらかじめ告示しなければならない。

第六十一条の二第二項中「別記第二十四号の様式」を「別記第二十四号の三様式」に改める。

第六十一条の三第二項中「別記第二十四号の様式」を「別記第二十四号の四様式」に、「別記第二十四号の四様式」を「別記第二十四号の五様式」に改める。

第六十一条の五第二項中「別記第二十四号の様式」を「別記第二十四号の六様式」に、「別記第二十四号の六様式」を「別記第二十四号の七様式」に改める。

第六十一条の六中「別記第二十四号の七様式」を「別記第二十四号の八様式」に改める。

別記第二十四号様式の次に次の様式を加える。

第二十四号の二様式 (第五十九条関係)

(その一) 衆議院議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙以外の選挙の氏名等の掲示

何年何月何日執行 何選挙 候補者氏名等掲示  何市(町村)選挙管理委員会	
(ふりがな) 氏名	党派


備考

- 1 文字は黒色とし、氏名にはふりがなを付し、かい書で明瞭に記載しなければならぬ。
- 2 掲示は右から順次左に行う。
- 3 立候補者の数又は掲示場の都合により、この様式に準じ数段にわたり掲示することができるものとする。

(その二) 衆議院小選挙区選出議員選挙の氏名等の掲示

何年何月何日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙宮崎県第何区 候補者氏名等掲示 何市(町村)選挙管理委員会	
(ふりがな) 氏名	候補者届出政党の名称
備考 1 文字は黒色とし、氏名には ふりがなを付し、かい書で明 瞭に記載しなければならぬ。 2 掲示は右から順次左に行う。 3 立候補者の数又は掲示場の 都合により、この様式に準じ 数段にわたり掲示することが できるものとする。	

(その三) 衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の掲示  
 (投票所内の投票の記載をする場所における掲示)

何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等掲示 何市(町村)選挙管理委員会	
(ふりがな) 衆議院名簿届出政党等の名称	(ふりがな) 略称


備考 1 文字は黒色とし、かい書で明瞭に記載しなければならぬ。 2 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第百七十五条第三項の規定により定められた順序に従い、右から行うものとする。 3 「衆議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付すこと。 4 政党等の数又は掲示場の都合により、この様式に準じ数段にわたり掲示することができるときとする。
--

(その四) 衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の揭示  
(投票所内のその他の適当な箇所における揭示)

何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等揭示 何市(町村)選挙管理委員会			
(ふりがな) 衆議院名簿届出政党等の名称	(ふりがな) 略称	衆議院名簿掲載者の氏名及び 当選人となるべき順位	
		(ふりがな) 氏名	
		(ふりがな) 順位	
		(ふりがな) 氏名	
		(ふりがな) 順位	

		(ふりがな) 氏名	
		(ふりがな) 順位	

備考

- 1 文字は黒色とし、かい書で明瞭に記載しなければならぬ。
- 2 衆議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第七十五条第三項の規定により定められた順序に従い、右から行うものとする。
- 3 「衆議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、「衆議院名簿掲載者の氏名及び当選人となるべき順位」については横書きとすること。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付すこと。
- 4 政党等の数又は揭示場の都合により、この様式に準じ数段にわたり揭示することができるとする。

(その五) 参議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の掲示  
 (投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における掲示)

何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示 何市(町村)選挙管理委員会		(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名
備考 1 文字は黒色とし、かい書で明瞭に記載しなければならぬ。 2 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第百七十五条第三項の規定により定められた順序に従い、上から行うものとする。 3 参議院名簿登載者の氏名の掲載の順序は、同条第4項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い右から行うものとする。 4 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」の記載については、縦書きとする。この場合においては、ふりがなを付すこと。				

別記第二十四号の二様式を別記第二十四号の三様式に、別記第二十四号の三様式を別記第二十四号の四様式に、別記第二十四号の四様式を別記第二十四号の五様式に、別記第二十四号の五様式を別記第二十四号の六様式に、別記第二十四号の六様式を別記第二十四号の七様式に、別記第二十四号の七様式を別記第二十四号の八様式に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。